

短期給付金について

給付グループ



短期給付を受けるには？

共済組合員とその被扶養者は、次の方法により給付を受けることができます。

1. 医療機関等に組合員証（組合員被扶養者証）を提示することにより、自動的に給付を受ける。
2. 請求書を提出することにより、給付を受ける。

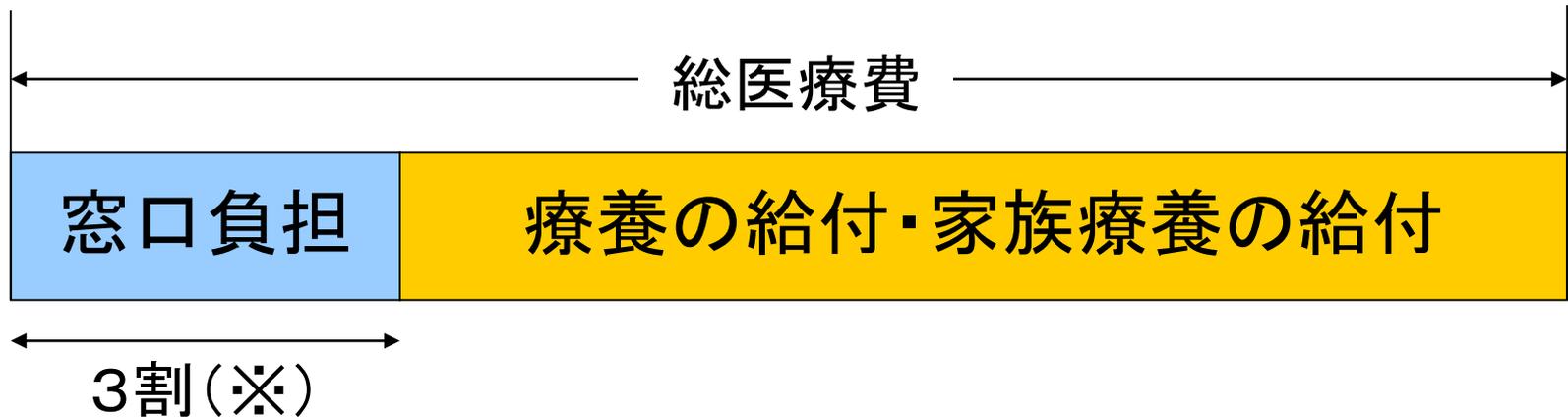
1. 自動的に受けられる給付

医療機関等を受診し、組合員証（組合員被扶養者証）を提示すると、

- ①療養の給付（家族療養の給付）を自動的に受けることになり、窓口負担額によっては、
- ②高額療養費・③一部負担金払戻金（家族療養費附加金）が自動的に給付されます。

1. 自動的に受けられる給付

①療養の給付(家族療養の給付)



医療機関等にかかったとき、組合員証等を提示すると、窓口で負担する額は総医療費の**3割(※)**となります。

このとき、残りの額は、共済組合が**療養の給付・家族療養の給付**として、給付を行っています。

※義務教育就学前及び70歳以上は2割。

1. 自動的に受けられる給付

②高額療養費③一部負担金払戻金(家族療養費附加金)



②高額療養費 →窓口負担した額のうち、給料月額に応じた高額療養費算定基準額を超えた額

③一部負担金払戻金・家族療養費附加金

→自己負担分が給料月額に応じた自己負担限度額を超えた額

これらは、診療月から最短で3か月後に自動的に給付されます。

1. 自動的に受けられる給付

②高額療養費

標準報酬月額に応じて、高額療養費算定基準額を超えた額が“高額療養費”として給付されます。

標準報酬月額	高額療養費算定基準額
83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1% 【多数回該当 140,100円】
53万円以上 83万円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1% 【多数回該当 93,000円】
28万円以上 53万円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1% 【多数回該当 44,400円】
28万円未満	57,600円 【多数回該当 44,400円】
住民税非課税	35,400円 【多数回該当 24,600円】

1. 自動的に受けられる給付

③一部負担金払戻金（家族療養費附加金）

標準報酬月額に応じて、自己負担限度額を超えた額が“一部負担金払戻金（家族療養費附加金）”として給付されます。

標準報酬月額	附加給付 自己負担限度額
83万円以上	5万円
53万円以上 83万円未満	
28万円以上 53万円未満	2万5千円
28万円未満	
住民税非課税	

1. 自動的に受けられる給付

【例】高額療養費、一部負担金払戻金(家族療養費附加金)

【例】標準報酬月額が56万円の組合員が1か月に医療費が100万円だった場合

医療費 100万円

窓口負担 30万円(3割)

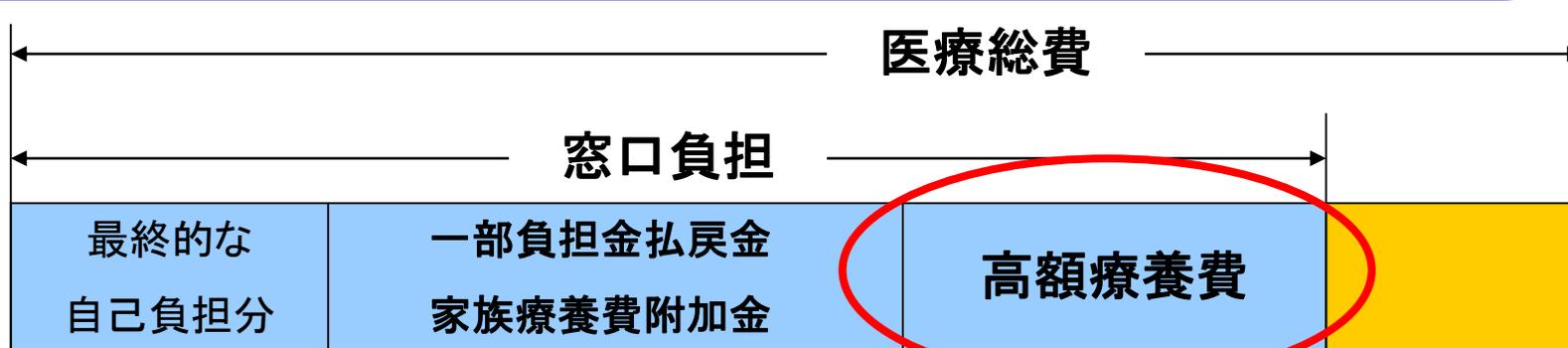
共済組合負担 70万円(7割)

高額療養費	一部負担金払戻金	自己負担額
$167,400 + (1,000,000 - 558,000) \times 0.01 = 171,820$ $300,000 - 171,820 = 128,180$ 円 ⇒ 高額療養費	$171,820 - 50,000 = 121,800$ 円 (100円未満切捨後の額)	50,000円

高額療養費 + 一部負担金払戻金

128,180円 + 121,800円 = 249,980円 後日、共済組合から給付

高額療養費限度額適用認定とは？



申請により、**高額療養費**を共済組合から医療機関へ直接支払う方法です。

※申請する場合は「**限度額適用認定申請書**」に必要事項を記載し、給付グループまで提出してください。

市町村から医療証を受けた場合は？

~二重給付を受けないために~

- お住まいの自治体では「乳児医療」や「重度障害者医療」など、さまざまな医療費の助成を行っている場合があります。
- 提出書類
 - 市町村による医療費助成受給の（開始・停止・変更）届出書
 - 医療証の写し

2. 請求が必要な給付

- ①療養費・家族療養費
- ②出産費・家族出産費（同附加金）
- ③出産手当金
- ④育児休業手当金
- ⑤傷病手当金（同附加金）
- ⑥介護休業手当金
- ⑦休業手当金
- ⑧埋葬料・家族埋葬料（同附加金）
- ⑨弔慰金・家族弔慰金
- ⑩災害見舞金
- ⑪移送費・家族移送費

2. 請求が必要な給付

～療養費・家族療養費～

①療養費・家族療養費

ア 持参するのを忘れてしまったなどの理由で組合員証等を使用しないで受診したとき

・提出書類…療養費・家族療養費請求書

診療報酬明細書（レセプト）、領収書

イ 医師の指示により治療用の装具等を作成したとき

・提出書類…療養費・家族療養費請求書

医師の指示書等（診断書）、領収書

（給付額）規定に基づき共済組合で算定した額のうち7割

2. 請求が必要な給付

①ー2 海外で受診した場合の療養費

海外では、共済組合の組合員証は使用できないため、病気やけがをした場合は、医療機関で全額自己負担になります。その後、請求により共済組合から給付を受けられる場合があります。

- 提出書類

ア 療養費・家族療養費請求書

イ 診療内容明細書

ウ 調査に関わる同意書、署名

エ 領収書（原本）

オイとエの日本語訳

（傷病名・病状・治療内容・薬品名がわかるように。）

カ 旅券・航空券・その他、海外に渡航した事実が確認できる書類（パスポート）の写し

} 渡航の際は、イ・ウを持参してください。

2. 請求が必要な給付

～出産費・家族出産費～

② 出産費・家族出産費（同附加金）

組合員や被扶養者が出産したとき

420,000円

（同附加金 50,000円）

ただし、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は・・・

404,000円

（同附加金 50,000円）



イメージ

2. 請求が必要な給付

②-2 出産費の直接支払制度について

- 組合員は医療機関と直接支払制度の利用契約を行います。
- 共済組合は出産費（家族出産費）を医療機関へ支払います。
- 出産後、組合員は出産費附加金（家族出産費附加金）を共済組合へ請求します。

2. 請求が必要な給付

②－3 出産費の受取代理

- 出産前に、組合員は「出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）」を作成し、所属所長の証明を取った後に、共済組合に提出します。
- 出産後に、出産費（家族出産費）と同附加金の範囲内（上限47万円）で、出産にかかった費用を、共済組合が医療機関等に支払います。
- 出産にかかった費用が47万円以内だった場合、共済組合は、差額を組合員に支給します。

2. 請求が必要な給付 ～出産手当金～

③ 出産手当金

組合員が出産し、勤務に服することができず
給与が支払われないとき

(給付額)

1日につき、標準報酬日額 $\times 2 / 3$

2. 請求が必要な給付

～育児休業手当金～

④育児休業手当金

組合員が育児休業を取得し、給与が支払われないとき

※育児休業開始から子が1歳に達する日の前日まで

(給付額)

1日につき標準報酬日額×50/100 (給付上限あり)

(育児休業開始から180日までの給付率は67%)

2. 請求が必要な給付

④ー2育児休業手当金 延長分

該当する子が1歳の誕生日の前日までに保育所に入所希望をしたが、入所できなかつたとき、子の1歳6か月の誕生日前日まで延長できます。

また、1歳6か月に達した日以降も保育所に入所希望をしたが、入所できなかつたときは、2歳に達するまでの間、支給期間を延長できます。

ただし、子の誕生日により1歳6か月および2歳までの請求期間内に年度をまたぐ場合は、4月からの入所手続きを行うことが必要です。

2. 請求が必要な給付

④-3 育児休業手当金 延長分

(給付額)

1日につき標準報酬日額×50/100 (給付上限あり)

- 提出書類
 - 育児休業手当金請求書
 - 市区町村発行の保育所入所不承諾通知
 - 辞令の写し

2. 請求が必要な給付

④ー4 パパ・ママ育休プラス

父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を、子が1歳2か月に達する期間までに延長することができます。

- 父母1人ずつが取得可能な休業期間は、1年間（母親は、産後休暇を含む）

（給付額） 育児休業手当金と同様

- 提出書類
 - 育児休業手当金請求書
 - 父、母の育児休業を証する書類（辞令の写し）
 - 世帯全員の続柄の記された住民票等

2. 請求が必要な給付

④-5 育児休業手当金 変更

育児休業期間の短縮などで、当初に提出した育児休業手当金の請求期間に変更が生じたときは、すみやかに・・・

育児休業手当金の変更請求手続きをしてください。

期間が短縮して、報告が遅くなった場合は、過払いになり返還請求手続きをとることもあります。



2. 請求が必要な給付

⑤傷病手当金（同附加金）

組合員が公務外の病気等で勤務できず、給料の一部が減額（注）、または支払われないとき（給付額）1日につき、標準報酬日額×2/3

（注）療養休暇 → 8割休職 → 無給休職



共済組合へ連絡

減額された給料等 < 上記から算定した給付額
であれば給料が出ている8割休職中でも受給可能

2. 請求が必要な給付

⑥介護休業手当金

家族等（一定の要件あり）の介護をするために、介護休暇を取得したとき

（給付額）

1日につき、標準報酬×67/100

（※給付上限あり）

※介護休暇の開始日から3か月を超えない期間

2. 請求が必要な給付

⑦休業手当金

家族等の病気等一定の事由により欠勤したとき
(給付額)

1日につき、標準報酬日額×50/100

⑧埋葬料・家族埋葬料 (同附加金)

公務によらないで死亡したとき

(給付額) 50,000円

(同附加金 25,000円)

2. 請求が必要な給付

⑨災害見舞金

非常災害により住居や家財に損害を受けたとき
(給付額)

標準報酬月額×損害の程度に応じ定められた月数

⑩弔慰金・家族弔慰金

非常災害で死亡したとき
(給付額)

標準報酬月額 (家族の場合はその7割の額)

2. 請求が必要な給付

～移送費・家族移送費～

⑪移送費・家族移送費

必要な医療行為を受けるためなど医師の指示による緊急その他やむを得ない事情により病院等へ移送されたとき

(給付額)

最も経済的な経路・方法により算定した額

2. 請求が必要な給付 ～給付上限～

◎ 育児休業手当金と介護休業手当金には、雇用保険法の規定に基づき、給付日額の上限相当額が設定されています。

※上限額は、毎年見直しが行われます。

育児休業開始から180日まで

育児休業手当金	13,713円（給付率67%）
	10,234円（給付率50%）
介護休業手当金	15,093円

短期給付の請求にあたって

- 書類の送付前に必ず、
 - ・ 必要な添付書類が不足していないか
 - ・ 請求書類に記載漏れがないか

確認したうえで提出してください。

※請求書類は事由発生後に送付してください。

短期給付請求の時効

- 請求を忘れたままですと

請求する権利を 失います

短期給付の時効は・・・



短期給付請求の時効

- 事実が発生してから

2 年 です。



短期給付金の支給について

- 全て、組合員の個人口座へ振り込みます。
- 口座の登録を行っていない場合や変更したい場合は「短期給付金口座振込申出書」を提出して、登録を行ってください。

公立学校共済組合以外の給付事業

供与物購入費〔県事業〕

県教職員・県費負担教職員又はその配偶者、子、
実父母、配偶者の父母（同居）が死亡したとき

（給付額） 1 葬儀につき**15,000円**

※供与物代金が15,000円未満の場合は、実費相当額

提出書類

- 神奈川県供与物代金交付申請書
- 死亡の事実を証明する書類
- 供与物購入の領収書

※事由発生から**3ヶ月以内に請求**してください。

短期給付の支給ができない療養 1

● 第三者加害行為

交通事故、他者からの傷害等の療養は、原則、組合員証は使用できません。共済組合からの療養給付は行われませんので、加害者から賠償を受けてください。

なお、被害者となった場合は、必ず警察に連絡をしてください。

※治療費が高額になる場合など、一時的に組合員証を使用することが必要な時は、必ず事前に共済組合へ連絡をし、了承を得てください。

短期給付の支給ができない療養 2

- **公務上、通勤途上での傷病の療養**

地方公務員等共済組合法で給付対象外と定められているため、原則、組合員証は使用できません。

公務災害の認定及び療養の補償は、地方公務員災害補償基金により行われるため、共済組合からの給付は行われません。

速やかに公務災害・通勤災害の手続きを取ってください。

資格・短期給付の事務マニュアル

- 資格及び短期給付に関する事務マニュアル・様式を、公立学校共済組合神奈川支部のホームページに掲載していますので、活用してください。

公立共済 神奈川

検索



- <https://www.kouritu.or.jp/kanagawa>

神奈川支部トップページ > 手続きナビ >

組合員資格・年金の手続き > 様式ダウンロード（資格編）

短期給付の手続き > 様式ダウンロード（短期給付編）